

議案第 9 号

岩倉市行政手続条例の一部改正について

岩倉市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市行政手続条例の一部を改正する条例

岩倉市行政手続条例（平成10年岩倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を岩倉市公告式条例（昭和46年岩倉市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を岩倉市公告式条例（昭和46年岩倉市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「の規定」を「及び第4項の規定」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「と、」を「と、同項中」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「とき」に、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第16条の」を「第4項並びに第16条の」に、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩倉市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。